指定介護老人福祉施設　重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護３」「要介護４」「要介護５」の認定を受けた方が対象となります。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人陽光会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）陽光苑（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人陽光会
所在地	〒270-2221　千葉県松戸市紙敷字薄浦１０６５番４
代表者	理事長　恩田　雄一
設立年月日	１９９８年1月８日
電話番号	０４７－３１２－８６３３

３　施設の概要

(1)　施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム陽光苑
指定番号	1271200733
所在地	〒271-0043　千葉県松戸市旭町二丁目２３８番地
施設長	恩田　美智子
開設年月日	１９９９年4月１日
電話番号	０４７－３４８－１８６６
ＦＡＸ番号	０４７－３４８－１００７
メールアドレス	info@youkouen.net

(2)　設備の概要

居室	２３室　　１人部屋（１０室） ２人部屋（　６室） ４人部屋（　７室）

静養室	１室　　居室で静養する事が一時的に困難な入所者が使用できる静養室を設けます。
食堂	１室　　入所者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	２室　　一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	２６箇所　入所者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	３室　　入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	１室　　入所者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	１室　　入所者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	１室　　相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、入所者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

① 入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。

③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3) 施設の従業者体制

職　種	職務の内容	員　数
施設長	業務の一元的な管理	１名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	１名以上
生活相談員	入所者・家族への相談援助、地域との連絡調整	１名以上
介護職員	介護業務	１５名以上（常勤換算）
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	２名以上（常勤換算）
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	１名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	１名以上
その他の従業者	事務業務・保守管理等	必要数

(4) 定員

定員	５０名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5　利用料等」をご確認ください。

類	内　　容
施設サービス計画の作成	施設サービス計画を作成します。 ・ 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・ 施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・ 施設は、原則として６月に１回以上、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 ・ 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介　護	入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・ 入浴又は清拭は週２回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えます。 ・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食　事	栄養並びに入所者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】朝食　　７時４０分～ 昼食　１２時００分～ 夕食　１７時２０分～
相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行います。 ・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入所者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 ・ 常に入所者のご家族との連携を図るとともに、入所者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 入所者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、入所者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

入所者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

入所者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金
・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
・保管管理者：施設長
・出納方法： 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを入所者又は代理人へ交付します。

③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

入所者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑤ インフルエンザ等感染症予防対策

入所者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

⑥ 入所者の移送

入所者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】　基本松戸市内　協力病院は無料

５　利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入所者負担金」は、原則として基本利用料に入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本施設サービス費　　＊表は地域単価５級地　1単位10.45円の場合の例です。

			単位数（1 単 位 10 円）	費用額〈10割〉	利用者負担額		
					１割	２割	３割
介護福祉施設サービス費（1日につき）	介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	要介護１	589単位	6,155円	616円	1,231円	1,847円
		要介護２	659単位	6,886円	689円	1,378円	2,066円
		要介護３	732単位	7,649円	765円	1,530円	2,295円
		要介護４	802単位	8,380円	838円	1,676円	2,514円
		要介護５	871単位	9,101円	911円	1,821円	2,731円
	介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	要介護１	589単位	6,155円	616円	1,231円	1,847円
		要介護２	659単位	6,886円	689円	1,378円	2,066円
		要介護３	732単位	7,649円	765円	1,530円	2,295円
		要介護４	802単位	8,380円	838円	1,676円	2,514円
		要介護５	871単位	9,101円	911円	1,821円	2,731円

(2)　加算・減算

＊要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

＊表は地域単価５級地　1単位10.45円の場合の例です。

【加算・減算名】	単位数	費用額〈10 割〉	利用者負担額		
			１割	２割	３割
①　夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算	所定単位の３％減				
②　定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算	所定単位の 30％減				
③　身体拘束廃止未実施減算	所定単位の 10％減				
④　安全管理体制未実施減算	５単位/日減				
⑤　高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の１％減				
⑥　業務継続計画未策定減算	所定単位の３％減				
⑦　栄養管理の基準を満たさない場合の減算	14 単位/日減				

⑧ 日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36 単位/日	376 円	38 円	76 円	113 円
	(Ⅱ)	46 単位/日	480 円	48 円	96 円	144 円
⑨ 看護体制加算	(Ⅰ)イ	6 単位/日	62 円	7 円	13 円	19 円
	(Ⅱ)イ	13 単位/日	135 円	14 円	27 円	41 円
⑩ 夜勤職員配置加算	(Ⅰ)イ	22 単位/日	229 円	23 円	46 円	69 円
	(Ⅲ)イ	28 単位/日	292 円	30 円	59 円	88 円
⑪ 準ユニットケア加算		5 単位/日	52 円	6 円	11 円	16 円
⑫ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,045 円	105 円	209 円	314 円
	(Ⅱ)	200 単位/月	2,090 円	209 円	418 円	627 円
※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅱ)※	100 単位/月	1,045 円	104 円	209 円	314 円
⑬ 個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12 単位/日	125 円	13 円	25 円	38 円
	(Ⅱ)	20 単位/月	209 円	21 円	42 円	63 円
	(Ⅲ)	20 単位/月	209 円	21 円	42 円	63 円
⑭ ADL 維持等加算	(Ⅰ)	30 単位/月	313 円	32 円	63 円	94 円
	(Ⅱ)	60 単位/月	627 円	63 円	126 円	189 円
⑮ 若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日	1,254 円	126 円	251 円	377 円
⑯ 常勤医師配置加算		25 単位/日	261 円	27 円	53 円	79 円
⑰ 精神科医療養指導加算		5 単位/日	52 円	6 円	11 円	16 円
⑱ 障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26 単位/日	271 円	28 円	55 円	82 円
	(Ⅱ)	41 単位/日	428 円	43 円	86 円	129 円
⑲ 外泊時費用		246 単位/日	2,570 円	257 円	514 円	771 円
⑳ 外泊時在宅サービス利用費用		560 単位/日	5,852 円	586 円	1,171 円	1,756 円
㉑ 初期加算		30 単位/日	313 円	32 円	63 円	94 円
㉒ 退所時栄養情報連携加算		70 単位/回	731 円	74 円	147 円	220 円
㉓ 再入所時栄養連携加算		200 単位/回	2,00 円	209 円	418 円	627 円
㉔ 退所前訪問相談援助加算		460 単位/回	4,807 円	481 円	962 円	1,443 円
㉕ 退所後訪問相談援助加算		460 単位/回	4,807 円	481 円	962 円	1,443 円
㉖ 退所時相談援助加算		400 単位/回	4,180 円	418 円	836 円	1,254
㉗ 退所前連携加算		500 単位/回	5,225 円	523 円	1,045 円	1,568 円
㉘ 退所時情報提供加算		250 単位/回	2,612 円	261 円	523 円	784 円
㉙ 協力医療機関連携加算	(1)	50 単位/月	522 円	52 円	104 円	157 円
	(2)	5 単位/月	52 円	6 円	11 円	16 円
㉚ 栄養マネジメント強化加算		11 単位/日	114 円	12 円	23 円	35 円
㉛ 経口移行加算		28 単位/日	292 円	30 円	59 円	88 円
㉜ 経口維持加算	(Ⅰ)	400 単位/月	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円

		（Ⅱ）	100 単位/月	1,045 円	104 円	209 円	314 円
㉝ 口腔衛生管理加算		（Ⅰ）	90 単位/月	940 円	94 円	188 円	282 円
		（Ⅱ）	110 単位/月	1,149 円	115 円	230 円	345 円
㉞ 療養食加算			6 単位/回	62 円	7 円	13 円	19 円
㉟ 特別通院送迎加算			594 単位/月	6,207 円	620 円	1,242 円	1,863 円
㊱ 配置医師緊急時対応加算		（勤務時間外）	325 単位/回	3,396 円	340 円	680 円	1,019 円
		（早朝・夜間）	650 単位/回	6,792 円	679 円	1,359 円	2,038 円
		（深夜）	1,300 単位/回	13,585 円	1,359 円	2,717 円	4,076 円
㊲ 看取り介護加算	（Ⅰ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	752 円	76 円	151 円	226 円
		死亡日以前４日以上 30 日以下	144 単位/日	1,504 円	151 円	301 円	452 円
		死亡日以前２日又は３日	680 単位/日	7,106 円	711 円	1,422 円	2,132 円
		死亡日	1,280 単位/日	13,376 円	1,338 円	2,676 円	4,013 円
㊳ 在宅復帰支援機能加算			10 単位/日	104 円	11 円	21 円	32 円
㊴ 在宅・入所相互利用加算			40 単位/日	418 円	42 円	84 円	126 円
㊵ 認知症専門ケア加算		（Ⅰ）	3 単位/日	31 円	4 円	7 円	10 円
		（Ⅱ）	4 単位/日	41 円	5 円	9 円	13 円
㊶ 認知症チームケア推進加算		（Ⅰ）	150 単位/月	1,567 円	157 円	314 円	471 円
		（Ⅱ）	120 単位/月	1,254 円	126 円	251 円	377 円
㊷ 認知症行動･心理症状緊急対応加算			200 単位/日	2,090 円	209 円	418 円	627 円
㊸ 褥瘡マネジメント加算		（Ⅰ）	3 単位/月	31 円	4 円	7 円	10 円
		（Ⅱ）	13 単位/月	135 円	14 円	27 円	41 円
㊹ 排せつ支援加算		（Ⅰ）	10 単位/月	104 円	11 円	21 円	32 円
		（Ⅱ）	15 単位/月	156 円	16 円	32 円	47 円
		（Ⅲ）	20 単位/月	209 円	21 円	42 円	63 円
㊺ 自立支援促進加算			280 単位/月	2,926 円	293 円	586 円	878 円
㊻ 科学的介護推進体制加算		（Ⅰ）	40 単位/月	418 円	42 円	84 円	126 円
		（Ⅱ）	50 単位/月	522 円	52 円	105 円	157 円
㊼ 安全対策体制加算			20 単位/回	209 円	21 円	42 円	63 円
㊽ 高齢者施設等感染対策向上加算		（Ⅰ）	10 単位/月	104 円	11 円	21 円	32 円
		（Ⅱ）	5 単位/月	52 円	6 円	11 円	16 円
㊾ 新興感染症等施設療養費			240 単位/日	2,508 円	251 円	502 円	753 円
㊿ 生産性向上推進体制加算		（Ⅰ）	100 単位/月	1,045 円	105 円	209 円	314 円
		（Ⅱ）	10 単位/月	104 円	11 円	21 円	32 円
		（Ⅰ）	22 単位/日	229 円	23 円	46 円	69 円

㊶サービス提供体制強化加算	（Ⅱ）	18 単位/日	188 円	19 円	38 円	57 円
	（Ⅲ）	6 単位/日	62 円	7 円	13 円	19 円
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）ｲ	1 月につき所定単位の 16.3%				
	（Ⅰ）ﾛ	1 月につき所定単位の 17.6%				
	（Ⅱ）ｲ	1 月につき所定単位の 15.9%				
	（Ⅱ）ﾛ	1 月につき所定単位の 17.2%				
	（Ⅲ）	1 月につき所定単位の 13.6%				
	（Ⅳ）	1 月につき所定単位の 11.3%				

① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入所者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

④ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑧ 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

⑨　看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑩　夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

⑪　準ユニットケア加算

厚生労働大臣が定める準ユニットの設備基準、人員配置基準を満たしている場合。

⑫　生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑬　個別機能訓練加算　※（Ⅲ）のみ新設

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑭　ADL 維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、６月ごとの状態変化がみられた場合

＊ Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられているＡＤＬを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組みです。

⑮　若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑯　常勤医師配置加算

常勤専従の医師を１名以上配置している場合

⑰　精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が全入所者の３分の１以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月２回以上行われた場合

⑱　障害者生活支援体制加算

入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

⑲　外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合

＊１月につき６回まで。

⑳　外泊時在宅サービス利用費用

介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から提供される在宅サービスを受けた場合

＊１月につき６回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

㉑　初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

㉒　退所時栄養情報連携加算　※新設

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目

なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

㉓　再入所時栄養連携加算

退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合

㉔　退所前訪問相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

㉕　退所後訪問相談援助加算

退所後 30 日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

㉖　退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から 2 週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

㉗　退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

㉘　退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

㉙　協力医療機関連携加算　※新設

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関＊との連携体制の構築をした場合

(1)　協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2)　それ以外の場合

＊協力医療機関の要件

ア　入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること

イ　高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

ウ　入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

㉚　栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

㉛　経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

㉜　経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

㉝　口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

㉞　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉟　特別通院送迎加算　※新設

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1 月 12 回以上、通院のため送迎を行った場合

㊱　配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

㊲　看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

㊳　在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20%）以上の在宅復帰を実現した場合

㊴　在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しているおり、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

㊵　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㊶　認知症チームケア推進加算　※新設

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が 2 分の 1 以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を

修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

㊷ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

㊸ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO)、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「ＰＤＣＡ」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

㊹ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

㊺ 自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

㊻ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

㊼ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入所者につき.入所初日に限って算定

㊽ 高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症＊協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。＊新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

㊾ 新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症＊に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を

行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

＊現時点において指定されている感染症はありません。

⑩ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑪ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

⑫ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 １日当たり １，９００円

（朝４００円、昼８５０円、夕６５０円）

イ 入所・退所時等における食費の負担額

実際に取った食数にかかわらず１日当たりの額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

② 居住に要する費用

基本料金入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり 多床室 ９１５円、個室１，２３１円

③ 入所者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入所者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を入所者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

④ 理美容代

１回あたり ２，２００円

⑤ 入所者の移送に係る費用及び距離

【対象地域】 基本松戸市内 協力病院は無料 その他 片道 ２，０００円

対象地域を超える場合はご相談ください。

⑥ 契約書第23条に定める所定の料金

入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日当たりご利用料金の50％）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２月前までにご説明します。

⑦　その他

ア　貴重品管理費　　一か月　１，５００円

イ　日常生活用品費　　一か月　３，０００円

ウ　持込テレビ電気代　　一か月　１，５００円

エ　個別外出・受診同行費　　１回　５，０００円

オ　協力病院の受診同行費　　１回　２，０００円

カ　その他

・入所者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用は実費とします（材料代等の実費をご負担いただきます。）

・インフルエンザ等感染症予防接種
実費を預り金から引き落としさせていただきます。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階１	０円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階２	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階３①	430円	880円	680円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３②	530円	980円	1,420 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	915円	1,231円	1,900 円

６　利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月の１５日までにご請求いたしますので、請求された月の２５日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

①　入所者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし

②　指定口座への現金振込み

③　施設で窓口払い

７　施設を退所いただく場合等

(1) 入所者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

①　要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

②　施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

③　施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④　施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤　入所者又は代理人から退所の申し出があった場合

⑥　施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入所者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②　施設の運営規程の変更に同意できない場合

③　入所者が入院された場合

④　施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

⑤　施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥　施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦　他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

①　入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②　入所者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが６ケ月以上遅延し､相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③　入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契

約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ 入所者が連続して７日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合

⑤　入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

①　検査入院等７日間以内の短期入院の場合

７日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②　７日間以上３月以内の入院の場合

７日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、３月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③　３月以内の退院が見込まれない場合

３月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(5) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

①　適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

②　居宅介護支援事業者の紹介

③　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

８　代理人等について

(1)　施設では、契約締結に当たり、代理人、身元保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①　代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として身元保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を身元保証人とすることができるものとします。

(2)　代理人の職務は、次の通りとします。

①　入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

②　入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　身元保証人の職務は次の通りとします。

入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　身元保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①　身元保証人の負担は、全額とします。

②　身元保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は身元保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③　施設は、身元保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④　身元保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは身元保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の身元保証人を選任するものとします。

９　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　入所者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

②　入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

①　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

②　従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③　施設内での金銭及び食物等のやりとり

④　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤　従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力

⑥　その他決められた以外の物の持ち込み

⑦　宗教活動はご遠慮願います

10　緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明を

し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
2. 虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
4. 虐待の疑いがある場合には、速やかに関係機関へ通報し、適切に対応すること。
5. その他、虐待防止のために必要な措置を講じること。

これらの措置を適切に実施する為の専任の担当者：生活相談員・介護支援専門員

15　守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者：由井さやか（介護支援専門員）成島　一地（生活相談員）

ご利用時間：月～金 曜日　８時３０分～１７時３０分

ご連絡先　　電話番号　０４７-３４８－１８６６　　メール：info@youkouen.net

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○介護保険課

千葉県松戸市根本３８７番地５

電話番号：０４７－３６６―７３７０

受付時間：９時００分～１６時３０分（土日、祝日、年末年始を除く）

○千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

千葉県千葉市稲毛区天台六丁目４番地３号

電話番号：０４３－２５４－７４２８

受付時間：９時００分～１７時００分（土日、祝日、年末年始を除く）

17　協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

※ 管理医

名称　医療法人若水会　市場病院

内科認定医　神経内科専門医　市場　卓

住所　千葉県松戸市中和倉１６１番地５

電話番号　０４７－３４２－１０６９

※ 協力病院

名称　医療法人財団明理会　新松戸中央総合病院

住所 千葉県松戸市新松戸１丁目３８０番地

電話番号　０４７－３４５－１１１１

【協力歯科医療機関】

名称　日本大学松戸歯学部付属病院

住所　千葉県松戸市栄町西二丁目８７０番１号

電話番号　０４７－３６０－７１１１

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 入所者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

⑤ 入所者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和　　年　　月　　日

　指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、入所者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地　　千葉県松戸市旭町二丁目２３８番地
施設名　　特別養護老人ホーム陽光苑
施設長　　恩田　美智子　　印
説明者　　印

　私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜入所者（契約者）＞
住所

氏名　　印

＜身元保証人＞
住所

氏名　　印

電話番号